二　前号イからハまでに掲げる会社が当該二年を経過する日において同号に規定する政令で定める場合に該当しない場合　前項の規定により猶予中相続税額とされた金額（同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、再申請期限をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

16　前項第一号の「特例再計算相続税額」とは、同号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額に相当する金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額に第十三項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる金額を加算した金額をいう。

17　第十五項第一号の規定により同号の相続税の免除を受けようとする特例経営承継相続人等は、再申請期限までに、同号の免除を受けたい旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必要な書類その他の財務省令で定める書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

18　税務署長は、第十三項、第十四項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、これらの申請書に係る第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める相続税若しくは第十四項若しくは第十五項第一号に規定する相続税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請期限又は再申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例経営承継相続人等に通知するものとする。

19　第七十条の七の二第十九項及び第二十項の規定は、第十三項、第十四項又は第十七項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第二十八項の表の第六号」とあるのは「第七十条の七の六第二十三項の表の第九号」と、「第八号」とあるのは「第十二号」と、「同表の第六号」とあるのは「同表の第九号」と、同条第二十項中「第二十八項の表の第六号の上欄又は同表の第八号」とあるのは「第七十条の七の六第二十三項の表の第九号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

20　前三項に定めるもののほか、第十三項から第十五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

21　第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、特例認定承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。

22　第七十条の七の二第二十七項の規定は、第七項又は第十二項において準用する同条第十六項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかつた場合について準用する。

23　第一項の規定の適用を受けた特例経営承継相続人等は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例経営承継相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第十一号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一　第三項において準用する第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額	同項各号に定める日から二月を経過する日

二　第三項において準用する第七十条の七の二第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
三　第三項において準用する第七十条の七の二第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第十一号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
四　第九項において準用する第七十条の七の二第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額
五　第十項において準用する第七十条の七の二第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
六　第十二項において準用する第七十条の七の二第十七項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七　第十二項において準用する第七十条の七の二第十七項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
八　第十二項において準用する第七十条の七の二第十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
九　第十三項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
十　第十三項第二号又は第三号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号イに掲げる金額（同号の合併に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日
十一　第十三項第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日